

中土佐町長 池田 洋光 様

中土佐町監査委員 結城 善晴

中土佐町監査委員 岡伊 三男

令和4年度 財政健全化審査意見書

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条関係)

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月18日の1日間

3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準
①	実質赤字比率	—	—	—	15.0%
②	連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③	実質公債費比率	11.0%	11.7%	12.4%	25.0%
④	将来負担比率	—	—	—	350.0%

中土佐町長 池田 洋光 様

中土佐町監査委員 結城 善晴

中土佐町監査委員 岡 伊三男

令和4年度 経営健全化審査意見書

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条関係)

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月18日の1日間

3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

	比 率 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	—	—	—	20.0%